

平成30年度 第6回 北諏訪区地域協議会

次 第

日時：平成31年2月7日（木）

午後6時30分～

会場：北諏訪地区公民館 集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部改正について

【協議事項】

- ・平成31年度地域活動支援事業について

4 その他

- ・事務事業評価の実施について

5 閉 会

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部改正について

1 改正理由

平成 31 年 10 月からの消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するほか、利用実態にあわせ附属設備を削るもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額等を次のように改定する。

区 分			単 位	条例上の上限額		
				現行	改定後	増減額
浴場	個人	一般	1 人 につき	420 円	420 円	0 円
		小・中学生		210 円	210 円	0 円
	団体 (20 人以上)	一般		330 円	340 円	10 円
		小・中学生		170 円	170 円	0 円
和室	大広間	9:00～18:00	1 時間 につき	340 円	350 円	10 円
		18:00～21:00		680 円	700 円	20 円
	茶室	9:00～18:00		170 円	170 円	0 円
		18:00～21:00		310 円	320 円	10 円
多目的ホール		9:00～18:00	380 円	380 円	0 円	
		18:00～21:00	720 円	740 円	20 円	
テニスコート			1 面 1 時間	210 円	210 円	0 円
フットサル場			につき	2,060 円	2,100 円	40 円
レーザーディスク			1 式 1 時間 につき	310 円	削除	—
カラオケセット				310 円	削除	—
多目的ホール音響設備				310 円	削除	—
フットサル用具				310 円	削除	—

※ 現行料金は、平成 26 年 4 月に行われた消費税率の引き上げに合わせ、増税分を上乗せする改定（10 円未満の端数切り上げ）を行っている。

今回の改定では、前回改定時の端数処理前の金額を基に計算を行っているため、変更にならない料金区分が生じる。

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、従前の例によることとする。

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となる。

なお、本案件は、平成 31 年 3 月議会で上程する予定。

【 平成 31 年度地域活動支援事業 北諏訪区の採択方針等について 】

項目	平成 30 年度	平成 31 年度 (案)
採 択 方 針	右欄上段のとおり	
募 集 期 間	・4/2(月)から 5/7(月)まで	(事務局案) ・4/1(月)から 5/7(火)まで
周 知 方 法	■全市的な取り組み ・4/1 広報上越、市 HP への掲載 ・報道機関への情報提供 など	■全市的な取り組み ・平成 30 年度と同様
	■北諏訪区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/15(木)説明会開催 ・4/1 募集要項を全戸配布	■北諏訪区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/20(水)18:30～説明会開催 ・4/1 募集要項を全戸配布
補 助 率 等	・事業費の上限・下限：なし ・傾斜配分：なし ・補助率：10/10 以内	
審 査 方 法	・提案者説明及び質疑を実施 ・点数化しない ・ 右欄下段 の基本審査・共通審査基準に基づき、提案書及びヒアリング内容をもとに審査し、挙手により採否を決定(会長を除く出席委員の過半数で採択)	
そ の 他	・委員が提案団体の代表者や役員であった場合の審査への関わりについて → <u>全ての審査に参加する</u>	

◆北諏訪区の採択方針(平成 30 年度)

北諏訪区 地域活動支援事業 採択方針

北諏訪区の活性化につながる事業及び住民の生活環境の向上に資する事業で、事業実施による効果が期待できる事業を優先的に採択する。

なお、優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。

優先的に採択する事業の分野

- 地域振興に資する事業
(例) 地域の魅力づくり、各種団体との連携、住民交流の場の充実、住民交流(世代間交流)事業、住民啓発事業 等
- 生活環境の向上に資する事業
(例) 定住促進、住環境の充実につながる事業 等
- 安全安心、地域防災の向上に資する事業
(例) 自主防災組織の活動支援(ソフト)、消防団員の発掘・確保 等
- 教育文化・健康に資する事業
(例) 教育環境の充実、伝統・文化を継承する事業、スポーツ振興事業 等
- その他
上記に属さないが、北諏訪区の活性化につながる事業

◆基本審査・共通審査基準(全区共通) ※30 年度と変更なし

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。
- ・共通審査基準は、審査において考慮すべき項目と具体的な視点。

審査項目	審査の視点
① 公 益 性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必 要 性	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実 現 性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参 加 性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発 展 性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

地域協議会における地域活動支援事業の見直しに向けた検討について

【経過】

- 平成30年7月 各区地域協議会において、地域活動支援事業の検証・検討を実施
- 11月 地域協議会会長会議の実施。各区の様々な検証結果に対し、市が一定の基準に整理することはせず、「市の案・見解」を提示し、それについて各地域協議会において対応の検討を依頼
- 平成31年2月 各区地域協議会において市が提示した検討項目について対応を検討

検討項目	市の案・見解(参考)
採択方針	<p>【採択方針の精査】</p> <p>①採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(地域課題の解消を急ぐ事業)を追加 (例)「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」等</p> <p>②補助金の効果が広く地域に波及するよう、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を補助対象外に整理(地域のスポーツ団体、趣味の会等)</p> <p>③市民の自発的、主体的な活動を促すため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理(コピー機、楽器の購入等)</p>
募集期間	<p>【追加募集】</p> <p>・追加募集を廃止</p>
補助率	<p>【提案団体の自立化に向けた取組】</p> <p>・提案団体の自立に向けて、事業費に対する補助率を見直し</p>
	<p>【新規案件の掘り起こし】</p> <p>・提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、補助率を差別化</p>
その他	<p>【修繕や工事、備品購入】</p> <p>・ソフト活動を支援の主な対象と考えていることから、特定の科目(修繕費、工事請負費及び備品購入費)においては、上限割合等を設定</p>
	<p>【審査方法】</p> <p>・提案団体と関わりの強い委員が審査に関わるかの判断について整理</p>

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

- (1) 評価結果の公表
 - ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表
- (2) 評価結果の反映
 - ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
 - ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）
- (3) 関係者との協議
 - ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。